

## 美濃加茂市公告第13号

### 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和元年7月4日

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

#### 1 発注主管課

美濃加茂市 健康福祉部こども課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

TEL: 0574-25-2111

E-mail: kodomo@city.minokamo.lg.jp

#### 2 事業概要

##### (1) 事業名

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業

##### (2) 目的

現在の蜂屋保育園（以下「現保育園」という。）は昭和56年に建設され、40年近くが経過しており、老朽化が著しいため早い時期に建替えを行う必要がある。また、全国的に保育士不足が顕著であり、美濃加茂市も例外ではなく、慢性的な保育士不足が続いている。そこで、市が所有する土地（公有地）を無償で貸付け、認可保育施設（保育所又は認定こども園）（以下「新保育園」という。）を整備、運営する民間事業者（整備運営事業者）を募集し、もって美濃加茂市の保育施設の安定的運営に資することを目的とするものである。

##### (3) 貸付物件

本募集事業の事業地（以下「貸付地」という。）は美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。仕様書における番号1～13については契約締結後速やかに、同14については現保育園除却終了後（令和4年4月以降）に速やかに引き渡す。

（詳細は仕様書を参考）

※貸付地の現状については、現況のとおり。

※登記の状況は市で確認した限り次のとおり。（詳細な登記状況の確認は、必要に応じて参加事業者にて行うこと。）

甲区 所有者 美濃加茂市

乙区 抵当権等の記載無し

(4) 土地利用の条件

- ・新保育園の運営（詳細は別紙「仕様書」による。）に限る。
- ・開発に関し建築基準法（昭和25年法律第201号）等法令の規制は、参加事業者で確認すること。
- ・前面道路は最少3.8メートル、最大12メートル。

※幅員は管理幅員。建築確認申請等で道路幅員を明記する場合は、現地で有効幅員を確認すること。

- ・地域の環境に配慮したものとする。

(5) 貸付の条件

- ・土地の貸付料は無償とする。
- ・貸付地は新保育園以外の用途には使用しないこと。ただし、市と事前に協議を行い、必要な手続きを踏んだ上で、新保育園以外の用途に使用することができる。
- ・貸付地の維持管理に要する費用は、借受事業者の負担とする。
- ・貸付地にある工作物及び樹木等は、令和4年4月以降に市が解体及び撤去するが、借受事業者と協議の上一部を現状のまま貸付できるものとする。
- ・貸付地の使用貸借契約（以下「無償貸付契約」という。）の締結後、貸付地の地質調査、造成及び整地等を行う場合に要する費用は、借受事業者の負担とする。
- ・貸付けの期間は、無償貸付契約を締結した日から令和15年3月31日までとし、それ以降は市と借受事業者が協議し、合意の上契約延長することができる。なお、延長の申し入れは、市又は借受事業者のいずれかが、契約終了日の1年前までに行うこととする。
- ・貸付地は、提案した事業内容で借受事業者が自ら利用すること。第三者に対して権利の譲渡や土地の転貸はできない。
- ・借受事業者は、提出した事業計画を契約期間中に変更することはできない。ただし、やむを得ない事情により当初の事業計画の一部を変更する必要があるときは、変更前に市の許可を得ること。
- ・無償貸付契約の期間満了時には、借受事業者の責任と負担において、現状復旧して返還すること。ただし、工作物及び樹木等のうち、市と協議し現状のまま貸付けた物については、返還の際に両方で協議するものとする。
- ・借受事業者が、契約に基づく義務を履行しない場合は、市は催告の上、本契

約を解除することができる。また、その場合に被った損害について、借受事業者に賠償金を請求することができる。

### 3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 美濃加茂市契約等における暴力団排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 次のいずれかの保育事業の経営又は運営実績がある社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社等であること。ただし、ウ及びエについては2年以上の実績を要する。
  - ア 認可保育所又は認定こども園
  - イ 認可幼稚園
  - ウ 認可小規模保育所、認可家庭的保育所又は認可事業所内保育所
  - エ 認可企業主導型保育所

### 4 失格要件

参加事業者が、参加表明書を提出してから借受事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、市は、当該参加事業者を失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 複数の種類の提案書を提出したとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。

- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

## 5 参加に関する留意事項

参加に関する留意事項は次のとおりである。

- (1) 参加事業者は、複数の種類の提案書を提出してはならない。
- (2) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの要領の記載内容を承諾したものとみなされる。
- (3) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (4) 参加事業者から要領に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (5) 採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (6) 参加事業者は、要領に基づき提出した書類を、提出期間内に限り補正することができる。なお、市は、提出された提案書等の返却はしない。
- (7) 市が必要と認めるときは、参加事業者に対し追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (8) 市は、本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき提案書等を公開することがある。

## 6 スケジュール

参加表明書の提出期間	令和元年7月22日（月）午前9時から 令和元年7月26日（金）午後5時まで
説明会及び現地見学会	令和元年7月11日（木）午前10時から
質問の受付	令和元年7月16日（火）午前9時から 令和元年7月19日（金）午後5時まで
質問の回答	令和元年7月24日（水）
提案書の提出期間	令和元年8月5日（月）午前9時から 令和元年8月9日（金）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和元年8月21日（水）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和元年8月28日（水）
契約の締結	令和元年9月上旬

## 7 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

- ・公募型プロポーザル方式参加表明書  
(様式はホームページで取得すること。窓口では配布しない。)
- ・履歴全部事項証明書
- ・財務諸表(直近のものに限る。)
- ・国税の納税証明書(法人税及び消費税及び地方消費税に係るもの)
- ・本店又は支店の所在地における市町村税の完納証明書(直近3年分)
- ・「3 参加資格(6)」が確認できる書類

### (2) 提出先及び期間

健康福祉部こども課への持参に限る。

令和元年7月22日(月)午前9時から7月26日(金)午後5時まで

### (3) 参加資格の確認及び通知

市は、参加事業者に対して参加資格の確認を、令和元年7月30日(火)までに行うものとし、その結果は、令和元年8月2日(金)までに通知する。なお、参加資格が認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

## 8 説明会及び現地見学会

本募集事業に係る説明会及び現地見学会は次のとおり行うものとする。

<説明会> 日時：令和元年7月11日(木) 午前10時から  
場所：美濃加茂市蜂屋交流センター会議室

<現地見学会> 日時：令和元年7月11日(木) 午前11時から  
場所：現保育園 駐車場

## 9 質問の受付・回答

### (1) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

### (2) 提出先

健康福祉部こども課

TEL 0574-25-2111 (内314)

FAX 0574-27-7961

Eメール kodomo@city.minokamo.lg.jp

### (3) 回答方法

質問とその回答はまとめて市ホームページにて公表する。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

## 1 0 提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ・プロポーザル等提案書
- ・会社概要
- ・会社パンフレット
- ・本募集事業における事業計画書
- ・本募集事業における資金計画書（令和元年6月30日以降の預貯金等の残高証明書等を添付すること。）

### (2) 提出先

健康福祉部こども課

### (3) 提出部数

15部（正本1部、副本14部：A4版、両面印刷、ステープラー留めとする。）ファイル綴じ込み等の製本はしないこと。15部のうち、正本（1部）以外の副本（14部）には、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

### (4) 提出方法

健康福祉部こども課への持参に限る。

### (5) 提出期間

令和元年8月5日（月）午前9時から令和元年8月9日（金）午後5時まで

#### ※作成上の留意事項

- ・文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- ・各ページの下部中央にページ番号を付すこと。表紙を1ページ目とする。
- ・会社パンフレットがない場合は、提出不要

## 1 1 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式等審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

## 1 2 審査手順

### (1) 第1次審査（書類審査）

審査委員会は、提案書等について「13 審査基準」に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者選考する。ただし、参加事業者が5事業者に満たないときは、第1次審査を省略することがある。なお、第1次審査の最低基準点は満点の70%とする。

※市は、第1次審査終了後、全参加事業者に対し書面で審査結果を速やかに通

知する。

※市は、第1次審査の点数を第1次審査の通過／非通過の決定のみに利用し、第2次審査においては利用しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した参加事業者を対象に、次の時間配分により第2次審査を実施する。審査の順番については、原則として提案書等の受付順とする（第1次審査後に通知する）。開始時間及び場所は、第1次審査通過者に別途通知する。

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・ヒアリング 20分以内

なお、パワーポイント等を利用してプレゼンテーションを行う場合は、各自パソコンを持参すること。

※第2次審査の留意事項

- ・参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。
- ・市はスクリーン及び電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。

(3) 審査の結果

審査の結果は、全参加事業者に文書をもって通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

### 1.3 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

(1) 企業評価

- ①企業理念・・・配点（第1次審査30点 第2次審査15点）
  - ・保育事業に対する基本的な考え方（保育指針に基づいた経営方針）
  - ・保育事業に取り組む意欲（発展性や将来性等）
- ②事業実績・・・配点（第1次審査30点 第2次審査15点）
  - ・保育事業の経営実績（市内等での保育所や幼稚園等の経営実績）
- ③資金計画・・・配点（第1次審査10点 第2次審査5点）
  - ・保育事業を担保する資金（事業を行うにあたり十分な資金又は計画があるか）

(2) 技術力評価

- ①提案の的確性・・・配点（第1次審査70点 第2次審査35点）
  - ・保育事業の専門性（子どもの将来を考えた安定的かつ特徴的な保育）

- ・保育事業のサービス水準（児童、保護者のためのサービス水準を向上させるための取組）
- ・保育量の確保（子ども・子育て支援事業計画に基づいた保育量の確保）
- ・保育士配置計画（児童福祉施設の最低基準以上の保育士の配置）
- ・調理員配置計画（アレルギー対応給食の提供のための調理員の配置）
- ②保育士の雇用等の待遇・・・配点（第1次審査30点 第2次審査15点）
  - ・保育士の勤務体制、福利厚生等（時間外勤務の抑制、ローテーション、休憩時間の確保、年休の取得）
  - ・保育士の継続雇用（人材の確保と長期雇用のための取組）
  - ・地元採用計画（地元採用のための考え方）
- ③研修計画・・・配点（第1次審査20点 第2次審査10点）
  - ・保育士のスキルアップ（個々の保育士の研修会への参加計画、園全体の研修会）
  - ・市保育研究協議会及び主任保育士会への参加（市保育研究協議会及び主任保育士会への参加の意欲）
- ④連携、交流・・・配点（第1次審査10点 第2次審査5点）
  - ・関係機関との連携（関係機関との連携、交流の場の創設）

#### 1.4 契約の締結

- (1) 審査により、最優先候補者として決定した参加事業者と契約の締結交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、次点者と契約締結の交渉を行う。市は、契約締結時の交渉により、事業計画の内容に変更を指示することがある。
- (2) 借受事業者の事業形態によっては、無償貸付契約の締結に議会の議決が必要な場合がある。
- (3) 契約締結後、貸付地に隠れた瑕疵があることを発見した場合においても、市はその損害等に関して責任を負わない。

#### 1.5 その他

- (1) 本募集事業において使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。